

主 文

本件抗告を棄却する。

理 由

本件抗告の趣意は、違憲（三一条、三七条違反）をいう点もあるが、その実質はすべて單なる法令違反の主張であつて、刑訴法四三三条の抗告理由にあたらない。

よつて、同法四三四条、四二六条一項により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和四八年七月二七日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	江	里	口	清	雄
裁判官	関	根		小	郷
裁判官	天	野		武	一
裁判官	坂	本		吉	勝
裁判官	高	辻		正	己